賃　金　規　定

制定　昭和　48 年 3 月17 日
改定　昭和　50 年 4 月 1 日
改定　平成　 2 年 4 月 1 日
改定　平成　 3 年 4 月 1 日
改定　平成　 4 年 4 月 1 日
改定　平成　 5 年 4 月 1 日
改定　平成　 6 年 4 月 1 日
改定　平成　 7 年 4 月 1 日
改定　平成　12 年 4 月 1 日
改定　平成　15 年 1 月 1 日
改定　平成　19 年11 月13 日
改定　平成　22 年 2 月 4 日
改定　平成　23 年 1 月 1 日
改定　平成　25 年 3 月 1 日
改定　平成　28 年 3 月 24 日
改定　平成　29 年 4 月 1 日
改定　平成　30 年 4 月 1 日
改定　令和　 5 年 3 月 1 日
改定　令和　 5 年 4 月 1 日
改定　令和　 7 年 4 月 1 日

第１章　　総　則

（目 的）

第１条　この規定は、就業規則第４４条の規定にもとづき、社員の賃金に関する事項を定めたもので、法令又は特別の定めがあるほかはこの規定による。

（賃金の種類）

第２条　この規定による賃金の種類は次のとおりとする。

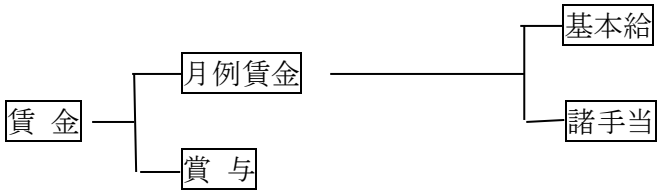

（月例賃金の計算期間及び支給日）

第３条　月例賃金は、その月の１日から月末までの１ヵ月分を、その月の 21 日に支給す

る。ただし、支給日が休日または金融機関の休業日に該当する場合は、前日の営業日に繰上げて支給する。

（月例賃金の計算）

第４条　月額で定めた賃金で、勤務１ヵ月に満たない者の計算は次による。ただし、日割計算は該当月要勤務日数分の１とする。

(1)　採用、復職、解雇、増給、退職は発令の日より日割計算

(2)　死亡の月は全額

（賃金の支給及び控除）

第５条　賃金は通貨で全額直接本人に支払う。ただし、次のものは控除して支払う。

(1)　法令で定められたもの

(2)　会社と事業場の労働者の過半数を代表する者と協定したもの

２．賃金は、本人からの申し出のあった場合は、前項にかかわらず口座振込みの方法により支給することができる。

（月例賃金の非常時払）

第６条　社員の収入により生計を維持する者が、次の各号の一に該当し、その費用にあてるため、本人から請求があったときは、第３条の規定にかかわらず、その都度当月分の賃金を支給する。

(1)　本人又は妻の出産

(2)　本人又は家族の結婚、葬儀、天災、その他の災厄、負傷病等

(3)　会社が必要と認めたとき

（月例賃金の特別払）

第７条　社員が死亡、退職又は解雇されたときは、本人又はその遺族より請求のあった日から７日以内に当月分の賃金を支給する。

（賃金の端数計算）

第８条　賃金の計算上生じる円未満の端数は、円として切り上げて計算する。

（月例賃金の特例）

第９条　欠勤および所定の手続きを経ない遅刻、早退、及び私用外出については、月例賃金から当該日数又は時間分の賃金を控除する。

２．前項の場合、次の計算式により賃金の一部を控除する。

（１）欠勤

$$\frac{\text{基本給 ＋ 諸手当}}{\text{該当月の所定勤務日数}} \times \text{欠勤日数}$$

（２）遅刻・早退・私用外出

$$\frac{\text{基本給 ＋ 諸手当}}{\text{該当月の所定労働時間}} \times \text{欠勤時間数}$$

なお、諸手当とは、家族手当、役付手当、資格手当、時間外勤務手当、通勤手当、

初任給調整手当とする。

（賃金の返納）

第１０条　所定の手続をおこたりまたは故意・過失による届出にもとづき不当に支給された賃金は、遡及して返納しなければならない。

第２章　　基 本 給

（基本給）

第１１条　基本給は本人給と職能給とし、月額をもって定める。

第１節　　本 人 給

（本人給）

第１２条　本人給は、年令および勤続を基本として定める。

２．本人給の体系は、別表１「本人給賃率表」による。

（初任本人給）

第１３条　学卒初任本人給は、次の最終卒業学校を基準とする。

（１）学卒初任本人給

（卒業学校）		（適用年令）
高等学校	（３年制）	１８才
短期大学、専門学校	（２年制）	２０才
大　　学	（４年制）	２２才

（注）学校の区分は学校教育法第１条による。

（２）前号以外の学校の卒業者および中途退学者は、前号を基準として当該学校の所定修業年数１年について１才を加算して決める。

２．中途採用者の初任本人給は、年令にかかわらず過去の学識経験等を基準として社長が決める。

（昇給基準）

第１４条　昇給は、勤続１年につき別表１による本人の適用年齢に対応する加算額とし、休職者も同様に昇給する。ただし、例外もありうる。

２．前項の規定にかかわらず満５７才に達した場合は、本人給の昇給は行なわない。

３．満年齢以外の本人給適用者で、採用後３年以上勤務した者または中途採用の従業員で５級に昇格したものは、２年間で満年齢本人給に達するよう調整する。

（昇給の時期）

第１５条　昇給は年１回とし、４月１日に実施する。

第２節　　職 能 給

（職能給）

第１６条　職能給は、職務及び職務遂行能力を基準として決める。

２．職能給の号数・金額の体系は、別表２「職能給賃率表」による。

（初任職能給）

第１７条　初任職能給は次の基準による。

（１）学卒初任職能給

（卒業学校）		（職　級）	（号　数）
高等学校	（３年制）	６級	１号
短期大学、専門学校	（２年制）	６級	６号
大　　学	（４年制）	５級	１号

（２）前号以外の学校の卒業者の初任職能給は、前号を基準として当該学校の所定修業年数１年について２号を加算して決める。

（３）中途退学者の初任職能給は、最終卒業学校の学卒初任職能給に中退した学校の修業年数１年について２号を加算して決める。

（４）同等程度の学校を２以上卒業した者の学卒初任職能給は、最終学校によって決める。

２．中途採用者の初任職能給は、職務能力および学識・経験等を基準として社長が決める。

（昇給基準）

第１８条　昇給は、人事考課を基準として各職級とも次のとおりとする。ただし、出勤月数６ヵ月未満の者については１号減ずる。

職級区分		全職級
A	（特に良い者）	４号　昇給
B	（良　い　者）	３号　昇給
C	（やや良い者）	２号　昇給
D	（やや良くない者）	１号　昇給
E	（良くない者）	０号　昇給

２．前項の規定にかかわらず、満５７才に達した場合の昇給は行なわない。

（昇給時期）

第１９条　昇給は年１回とし、４月１日に実施する。

（休職者の昇給の取扱）

第２０条　休職者の昇給は行わない。

第３章　　昇　格

（昇格基準）

第２１条　昇格は、原則として人事考課および勤続年数を基準として決める。

２．前項の規定にかかわらず満５７才に達した場合は、昇格は行わない。

（昇格に伴う号数の決定）

第２２条　昇格に伴う号数は、昇格前の職能給と同額の号数とする。ただし、同額の号数がないときには直近上位の号数とする。

（昇格の時期）
第２３条　昇格は、原則として年１回とし４月１日に実施する。
（休職者の昇格の取扱）
第２４条　休職者の昇格は行わない。

第4章　　諸 手 当

（諸手当）
第２５条　諸手当は、家族手当・役付手当・資格手当・時間外勤務手当・通勤手当・初任給調整手当とする。なお、初任給調整手当は別に定める初任給調整手当支給規則による。

第１節　　家族手当

（支給対象）
第２６条　家族手当は、扶養家族を有する社員に支給する。ただし、当社以外から家族手当の支給を受ける家族を除く。
（扶養家族の範囲）
第２７条　前条の扶養家族とは、次に掲げるもので他に生計の途がなく主としてその社員の扶養を受けている者をいう。
(1)　税法上の扶養に該当する配偶者
(2)　当社社員が主たる扶養者である満１６歳未満の子
(3)　税法上の扶養に該当する満１６歳以上で、満２２才までの子および税法上の扶養に該当する満２４才までで学校教育法第１条に定める学校に在学中の子。ただし、支給は満２２才および満２４才の誕生日を超えて直近３月末日までとする。
(4)　税法上の扶養に該当する満６０歳以上の実父母（養子の場合は養父母）
(5)　税法上の扶養に該当する心身に障害のある子または父母
(6)　会社が必要と認めたもの
２．前各号のうち、配偶者を除き一定の職業を有する者はこれを除外する。
（支給額）
第２８条　家族手当は次のとおりとする。
(1)　配偶者　　月額　１８，０００円
(2)　配偶者以外の扶養者　　月額　　２，７００円
（支給の開始及び停止）
第２９条　家族手当の支給開始または増額は、申請書受理の翌月から実施し、支給の停止または減額は事実発生の翌月から実施する。
（申請手続き）
第３０条　家族手当を受けようとする者は、所定の申請書に住民票記載事項証明書、その他必要書類を添付し提出しなければならない。
２．扶養家族に異動が生じた場合には、前項に準じて速やかに提出しなければならない。

第２節　　役付手当

（受給者）

第３１条　役付手当は、部長、課長、工場長、および主任の職にある者に支給する。

（支給額）

第３２条　役付手当は、次のとおりとする。

(1)　部長	月額	４０，０００円
(2)　課長、工場長	〃	３０，０００円
(3)　主任	〃	２０，０００円

第３節　　資格手当

（受給者）

第３３条　資格手当は、産業廃棄物の処理施設技術管理者の資格のある者に支給する。

（支給額）

第３４条　資格手当は、月額　１０，０００円とする。

第４節　　時間外勤務手当

（時間外勤務手当の区分）

第３５条　時間外勤務手当は、時間外手当・深夜手当および休日手当とする。

（受給者）

第３６条　時間外勤務手当は、社員が所属長の指示により所定の時間外または休日に勤務した場合に、その勤務時間に対して支給する。ただし、管理職については、深夜手当のみを対象とする。

（支給日）

第３７条 時間外勤務手当は、当月分を翌月の賃金支給日に支給する。

（支給の基準）

第３８条　時間外勤務手当・深夜手当・休日手当および割増手当の支給基準は次のとおりとする。

(1)　時間外手当

勤務 1 時間につき 1 時間あたりの支給基礎額の 100 分の 125

(2)　深夜手当

勤務 1 時間につき 1 時間あたりの支給基礎額の 100 分の 25

(3)　休日手当

勤務 1 時間につき 1 時間当たりの支給基礎額の 100 分の 10

(4)　割増手当

１ヵ月に 60 時間を超えて時間外勤務（法定休日勤務を除く）をした勤務 1 時間につき支給基礎額の 100 分の 25

２．支給基礎額は、次のとおりとする。

基本給＋役付手当＋資格手当＋初任給調整手当

（時間外手当）

第３９条　時間外手当は、所定時間外または休日に勤務した場合に、その勤務時間に対して支給する。

２．休日に勤務し振替休日を与えた場合は、所定時間外の勤務時間に対して支給する。

（深夜手当）

第４０条　深夜手当は、午後１０時から午前５時までの間において勤務した場合に、その勤務時間に対して支給する。この場合、管理職を除き、深夜手当は時間外手当に加算して支給する。

（休日手当）

第４１条　休日手当は、就業規則第３０条に定める休日に勤務した場合に、その勤務時間に対して支給する。この場合、休日手当は時間外手当に加算して支給する。ただし、当該日の振替休日を与えた場合は除く。

（特例）

第４２条　事務所以外の勤務で、勤務時間から明らかに認定できるときは、次の時間に対して時間外手当・深夜手当および休日手当を支給する。

（１）事務所以外の場合

所定の就業時間を超える勤務時間

（２）出張中の場合

所定の労働時間を超える勤務時間

（時間計算）

第４３条　時間外手当・深夜手当および休日手当の月毎の時間合計において、30 分未満の端数は切捨てとし、30 分以上は 1 時間とする。

第５節　　通勤手当

（受給者）

第４４条　通勤手当は、通勤のため交通機関を利用し運賃を負担している者および自家用自動車・自転車を使用する者に支給する。ただし、通勤距離が２㎞未満の者には支給しない。

（支給額）

第４５条　公共交通機関を利用する者については、居住地最寄駅(停留所を含む)から勤務地下車駅(停留所を含む)までの公共各交通機関が設定する３ヵ月の定期券購入額実費とし、公共交通機関が２以上ある場合はいずれか低い額とする。

２．自家用自動車を使用し直接勤務地へ通勤する者については、別に定める「自家用通勤車両管理細則」により通勤費を支給する。

３．自転車を使用し直接勤務地へ通勤する者については、１ヵ月１，５００円とする。

（支給方法）

第４６条　通勤手当は、通勤開始の当月より３ヵ月毎に支給する。ただし、異動・転居等

により区間変更のあった場合には、増減額をその都度精算する。

（支給除外）

第４７条　休職・出張・欠勤等の事由により、長期にわたって勤務しない者には通勤手当は支給しない。

（申請手続き）

第４８条　通勤手当を受けようとする者は、所定の申請書に必要な事項を記入し所属長の承認を受け提出しなければならない。

２．運賃に変更を生じた場合には、前項に準じて速やかに変更の申請届を提出しなければならない。

第５章　　賞　与

（賞与の区分）

第４９条　賞与は、夏期手当・年末手当および年度末手当とする。

（賞与の支給）

第５０条　賞与の支給は、会社の業績およびその期間の社員の業績・勤怠等を勘案し、都度決定する。

２．支給額は、基本給に家族手当・初任給調整手当を加えた月額に、平均支給率と考課支給率を加えた額とする。

３．満５７才に達した者の支給額は、基準支給率の７０％とする。

（支給対象期間）

第５１条　賞与の支給の期別および計算期間は次による。

(1)　夏　期　　（６月）　12 月 1 日～翌年 5 月 31 日

(2)　年　末　（１２月）　　6 月 1 日～11 月 30 日

(3)　年度末　　（３月）　　4 月 1 日～翌年 3 月 31 日

第６章　　嘱託社員の賃金

（嘱託社員の賃金）

第５２条　嘱託社員の賃金は、年齢および経験年数等を考慮し社長が決める。

付　　則

（制定・改廃）

１．この規定の制定・改廃は、取締役会の議決を経て社長が行う。ただし、軽易な事項については社長が決定する。

（疑義解明）

２．この規定の解釈その他の疑義は、社長が決定する。

（施行期日）

３．この規定は、昭和４８年３月１７日から施行する。

付　則（抄）

この規定の改定は、令和７年４月１日から施行する。